

## 各専門部の活動内容に関する規程

- 1 . この規程は四日市市立富田小学校 P T A 会則第五条に基づき、各専門部の活動内容に関する事項を定める。
- 2 . 各専門部の活動内容は次の通りとする。

学級委員部	児童の学級・学年活動に関する事
地区委員部	児童の地区生活の指導に関する事、及び緊急連絡網の作成
教養部	会員及び児童の教養・研修に関する事
広報部	学校及び P T A 活動の広報に関する事
環境部	学校及び地区環境に関する事
体育部	学校及び地区における体育的行事と児童と会員の福利厚生に関する事

附則 1 . この規程を改正し、平成15年4月25日より実施する。